

子どもの権利条約ってなに？



A. 18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進するための条約なの。

1989年の秋の国連総会で、満場一致で採択された条約なのよ。

世界中で貧困や飢餓、戦争や虐待、性的搾取などで苦しんでいる子どもたちがいる、という事実があるのをうけて、児童の権利を国際的に保障・促進していくための枠組みとして作られました。国連人権委員会に設置された作業部会が10年間の審議をした結果できたものなの。日本は、1990年9月21日、109番目に署名して、1994年4月22日に158番目の批准国となったのね。

1914年に勃発した第1次世界大戦では多くの子どもたちも犠牲になったの。このことへの反省として、国際連盟は「児童の権利に関するジュネーブ宣言」を1924年に採択しました。ここで、「人類は子どもに対して最善のものを与えるべき義務を負う」と宣言したのね。

でも、その後すぐに始まった第2次世界大戦でも、また多くの子どもたちが犠牲になってしまいました。戦後新しく作られた国際連合は、1959年に全10条からなる「児童の権利に関する宣言」を採択するの。だけど、宣言後30年経って、宣言の実効性への危機感から、1989年に54条で出来ている「子どもの権利条約」を新しく採択することになったのね。

この条約は、児童を大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体、として位置づけているところが特徴なの。子どもは大人の管理の対象ではないよ、ということよね。子どもは大人の言うことを聞くもんだ、というのは間違い、ということになるかしら。

もう一つ特徴があって、児童は発達し成長する過程にある存在である、と位置付けているのよ。ユニセフという機関が、国連人権委員会で児童の権利条約の草案作りに参加したんだけど、4つの一般原則と4つの権利、に分類してるの。

- ① 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
- ② [児童の最善の利益](#)(子どもにとって最も良いこと)
- ③ [児童の意見の尊重](#)(意見を表明して参加できること)
- ④ 差別の禁止(差別がなく、みんなが平等であること)

これが4つの一般原則。

「生きる権利」

「育つ権利」

「守られる権利」

「参加する権利」

児童の権利はこの4つに分類されているのよ。

日本国憲法は、第98条第2項に「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とあるわ。

[児童福祉法](#)が第1条に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と定めているのはこの4つの一般原則と4つの権利を守りますということなの。

[《MENU》](#)

[《放課後等デイサービスの役割って？](#)

[《子どもの権利ってどのようなものなの？》](#)

2021-01-11 掲載